

第 1 編

序 論

第1章 後期基本計画策定の趣旨

第1節 策定の趣旨と役割

本市は、霞ヶ浦町と千代田町の合併により平成17年3月28日に誕生しました。合併に伴い策定された新市建設計画（計画期間：平成17～26年度）の基本指針を基に、平成19年3月にかずみがうら市総合計画（計画期間：平成19～28年度）を策定しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災発生を踏まえ、平成25年3月に平成36年度までの計画とした新市建設計画第2回変更計画を策定するとともに、平成29年3月に第2次かずみがうら市総合計画を策定し総合的かつ計画的な行政運営を推進してきました。

後期基本計画は、基本構想に定めた将来都市像の実現に向け、前期基本計画の取組を検証し、社会経済動向や市民意識の変化等を反映し、新たな5か年の取組を定めるものです。

第2節 計画の期間

1. 基本構想

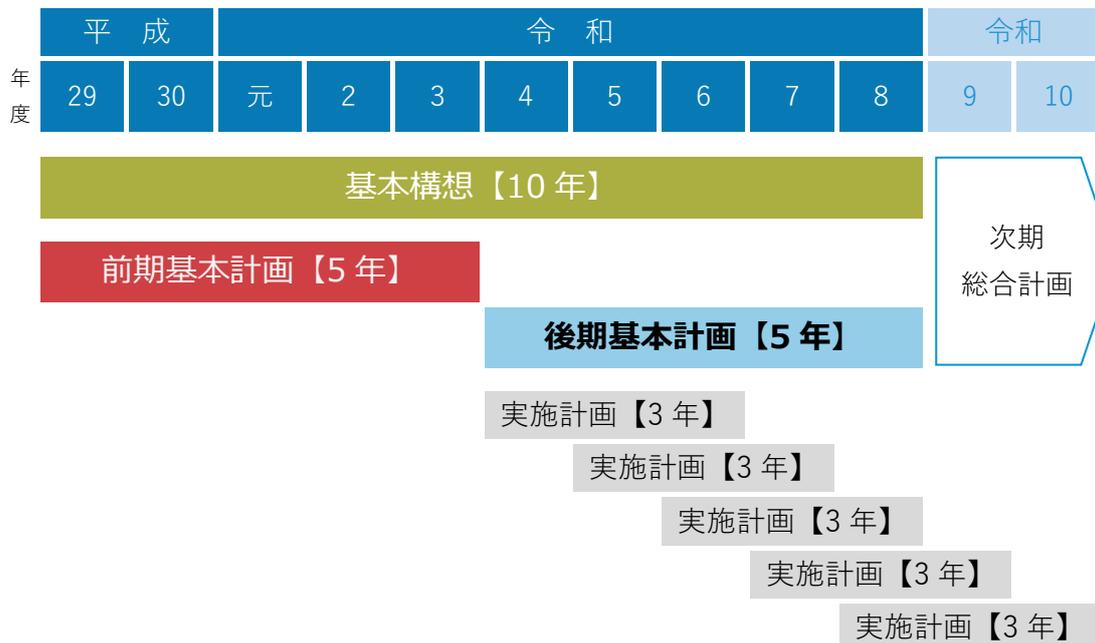
基本構想は、本市が目指す将来都市像とその実現のための施策の大綱を定め、総合的かつ体系的なまちづくりを進めるための指針です。構想期間は平成29年度から令和8年度の10か年とします。

2. 基本計画（後期）

基本計画は、基本構想に定める施策の大綱に基づき、その実現に向けて具体的なまちづくりの基本施策を示すものです。基本構想期間中を前期・後期に分け、後期基本計画では令和4年度から令和8年度を目標年度とします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画で示した基本施策を効率的に実施するために、市の財政状況を勘案して策定し、毎年度の事業計画及び予算編成の指針とするものです。計画期間を3か年として、ローリング方式によって毎年見直しを行い、基本計画の実効性の確保を図っていきます。



第3節 策定にあたっての考え方

後期基本計画の策定にあたっては、近年の社会情勢や、これまでの取組の成果や課題、市民意識の変化等を踏まえ、市のまちづくりや行財政運営の指針となる最上位計画として、以下の3点を基本的な考え方として策定します。

1. 施策の目的を明確にし、目指すまちの姿が共有できる計画

本計画は、第2次かすみがうら市総合計画基本構想で位置づけている基本目標・基本施策に基づき、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後5年間の具体的な施策や取組を設定するものです。

施策や取組の設定にあたっては、本計画に位置づける取組によって、5年後にどのような状態を目指すのかを明確にし、市民と目指すまちの姿が共有できる計画とします。

2. めまぐるしく変化する社会情勢に対応した計画

平成29年3月に第2次かすみがうら市総合計画基本構想・前期基本計画を策定して以降、我が国や本市を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。

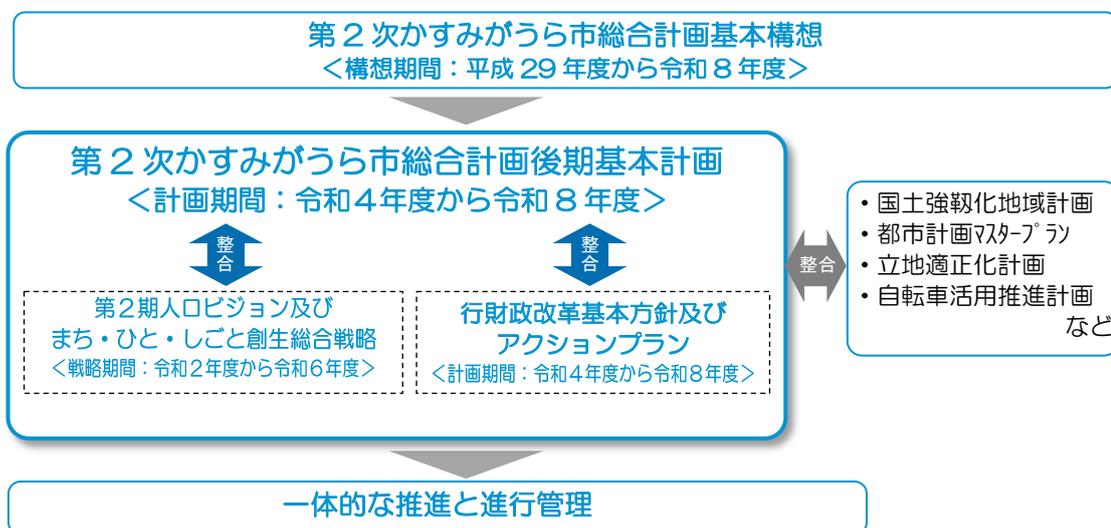
特に、ゼロカーボンシティの推進や持続可能な開発目標（SDGs）への対応、新たな技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症による社会全体への影響は、今後のまちづくりにも大きく影響することが予想され、本計画策定にあたっては、このような社会情勢に対応した施策や取組の見直しを行います。

3. 総合戦略や行財政改革などとの一体的な推進と進行管理できる計画

令和2年3月に第2期かすみがうら市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、令和4年3月にはかすみがうら市行財政改革基本方針・アクションプランが策定されます。また、かすみがうら市国土強靱化地域計画、かすみがうら市都市計画マスタープラン、かすみがうら市立地適正化計画、かすみがうら市自転車活用推進計画など、全庁的に取り組む重要な計画も策定されています。

これらの計画は、本計画の計画期間（令和4年度から令和8年度）において、本市の人口減少下におけるまちづくりや行財政運営、全庁的に関わる重要な計画であることから、後期基本計画の施策体系と整合を図りながら、一体的に推進と進行管理ができる計画とします。

■ 本計画と総合戦略や行財政改革等との計画の位置づけ



第2章 計画策定の前提

第1節 立地と沿革

1. 位置と地勢

本市は、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、つくば市へ約10kmの距離に位置しています。

幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡ICが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有するなど、立地条件に恵まれた田園都市です。

本市の総面積は、156.60平方km（うち霞ヶ浦水面の面積は37.87平方km）で、南北に約16km、東西に約19.5kmとなっており、中央部がくびれた形状をしています。その大部分は、標高25m前後の新治台地で西端の標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へと続くなだらかな地形を有しています。北部には恋瀬川と天の川が流れ、南部には菱木川と一の瀬川が流れており、南東部で霞ヶ浦に接しています。そして、台地部には畑や平地林が、霞ヶ浦沿岸の低地部一帯には水稲やレンコンなどの水田が広がっています。



2. 沿革

本市は、各所から貝塚や古墳群などが発見され、縄文時代以前からすでに人々の暮らしが展開されていたことが分かっています。

中世から江戸時代にかけては、複雑な所領関係の中、霞ヶ浦周辺の農業・漁業の発達や本陣が設けられた稲吉宿など水戸街道沿道の繁栄に伴い発展してきました。

明治22年の市制・町村制の施行により本市の基礎となる9か村が成立した後、いわゆる昭和の大合併が進んだ昭和29年には、9か村のうち志筑村、新治村、七会村の合併により千代田村が誕生、その翌年には、下大津村、美並村、牛渡村、佐賀村、安飾村、志土庫村の6か村が合併して出島村が誕生しました。

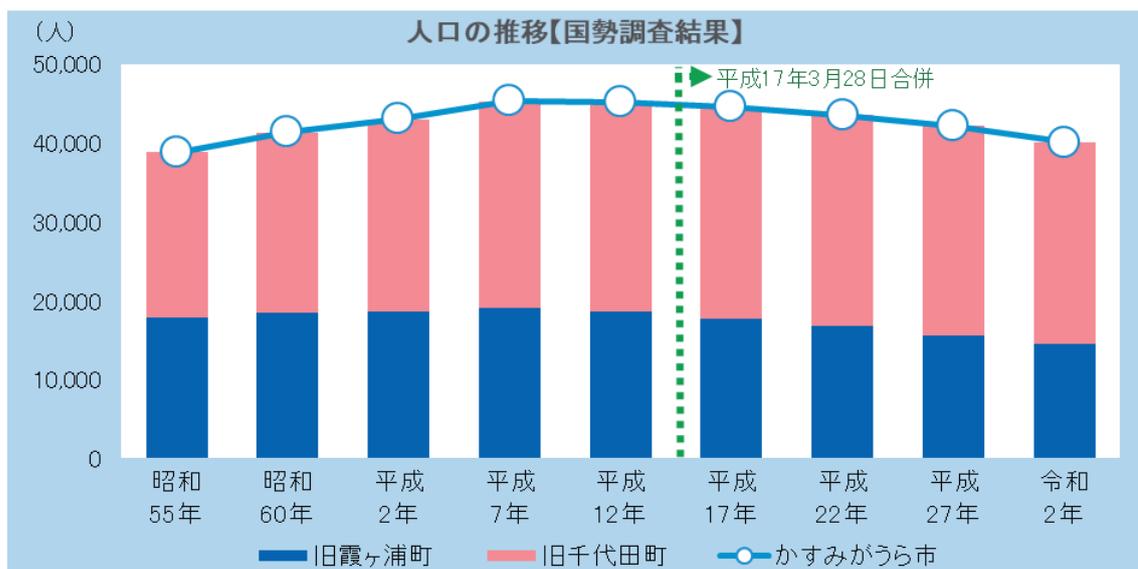
その後、両村の人口は工業団地の開発や交通体系の整備などに伴い増加を続け、千代田村は平成4年に町制を施行、また、出島村は平成9年に霞ヶ浦町へと名称変更するとともに町制を施行し、両町は発展してきました。そして、平成17年に両町は合併し、「かすみがうら市」としてのスケールメリットと地域特性を生かしながら均衡ある発展を続けています。

第2節 人口・産業・土地利用動向

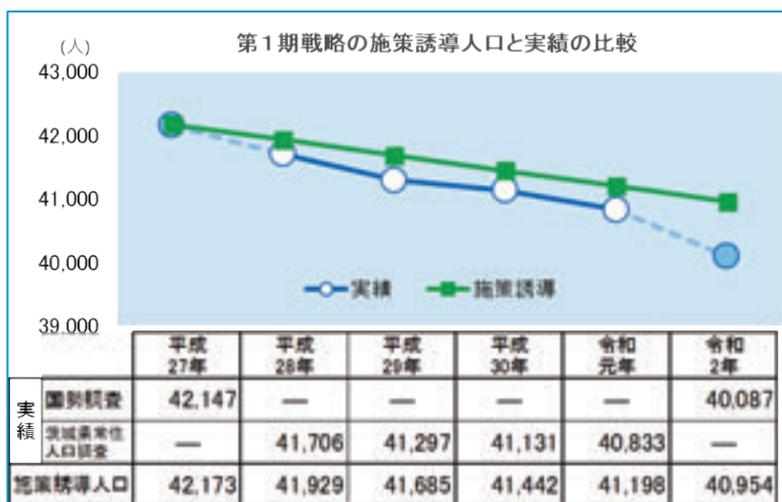
1. 人口動向

少子高齢化や生産年齢人口の減少が進み、本市の総人口は減少傾向が続いているものの、移住・定住支援や在留外国人の増加等による社会増もみられることから、引き続き定住施策の強化や外国人市民との共生、若い世代への結婚・出産・子育ての支援の強化等による人口の確保を図っていく必要があります。

国勢調査によれば、本市の人口は平成17年3月28日の合併以降徐々に減少してきており、令和2年国勢調査では40,087人となっています。千代田地区に比べ霞ヶ浦地区の人口減少が顕著です。



また、第2期かすみがうら市人口ビジョン（令和2年3月策定）によれば、平成30年には社会増減（市内外への転入・転出による人口の増減）は転入超過傾向を示しているものの、自然増減（出生や死亡による人口の増減）は大幅な減少となっており、総人口としては依然として減少傾向を示しています。なお、転入超過の要因としては、企業誘致による就業者の定住の他、企業等で就業する在留外国人の増加も一因になっていると考えられます。



出典：国勢調査、茨城県常住人口調査

総人口については、転入者が増加に転じて、高齢者の人口が多い点を考慮すると、当面の間、自然増減については減少で推移すると見込まれます。

このため、引き続き移住・定住施策の強化や外国人市民との共生等の施策を推進し人口移動の均衡を図りつつ、若い世代への結婚・出産・子育ての支援を強化し、令和7年の出生率1.80を目指していく必要があります。

2. 産業動向

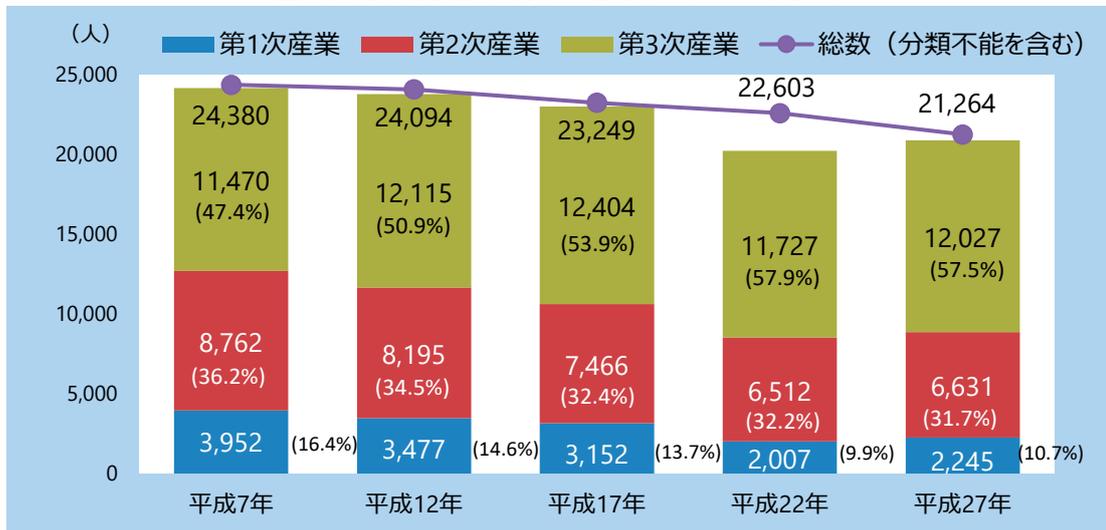
生産年齢人口の減少に伴い就業者数も減少傾向にあるものの、企業誘致や認定新規就農者数などで一定の成果もみられることから、引き続き担い手不足や高齢化などの課題を抱える産業界への支援を行っていく必要があります。

観光についても、自然環境を生かしたスポーツイベントや体験型観光などが軌道に乗りつつあり、新たな生活様式に対応した観光施策に取り組んでいく必要があります。

国勢調査によれば、かすみがうら市の男女15歳以上の就業者数は平成27年で21,264人となっており、産業別でみるとサービス業などの第3次産業が57.5%と最も多く、次いで建設や製造業などの第2次産業が31.7%となっています。

就業者数全体は減少傾向にあり、特に第1次産業と第2次産業就業者数は減少傾向が続いていることから、引き続き担い手不足や高齢化などの課題を抱える産業界への支援が求められています。

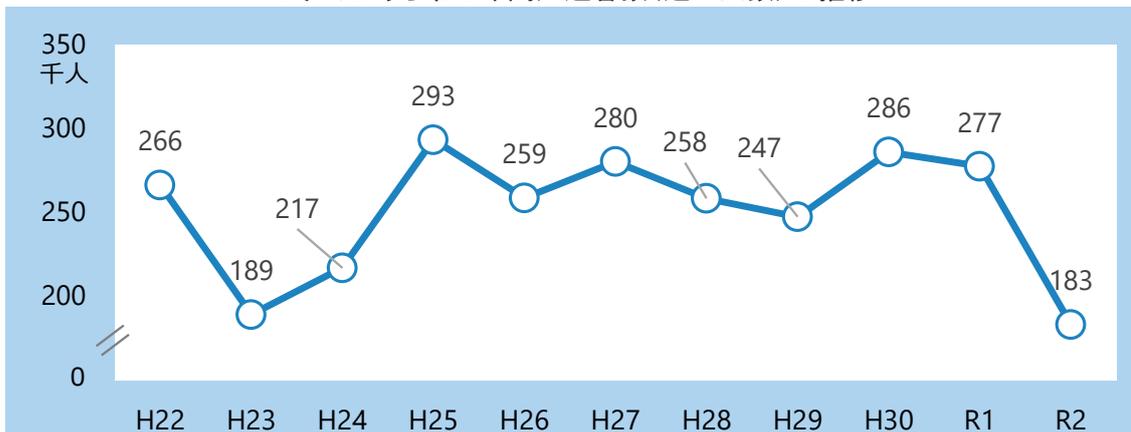
産業大分類別就業者数の推移(かすみがうら市)



出典：国勢調査

観光などの交流人口について、市への年間入込客数をみると、平成30年には28万6千人、令和元年も27万7千人など、近年は28万人前後を維持しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年には18万3千人に減少しています。

かすみがうら市の年間入込客数(延べ人数)の推移



出典：茨城の観光レクリエーション現況

3. 土地利用

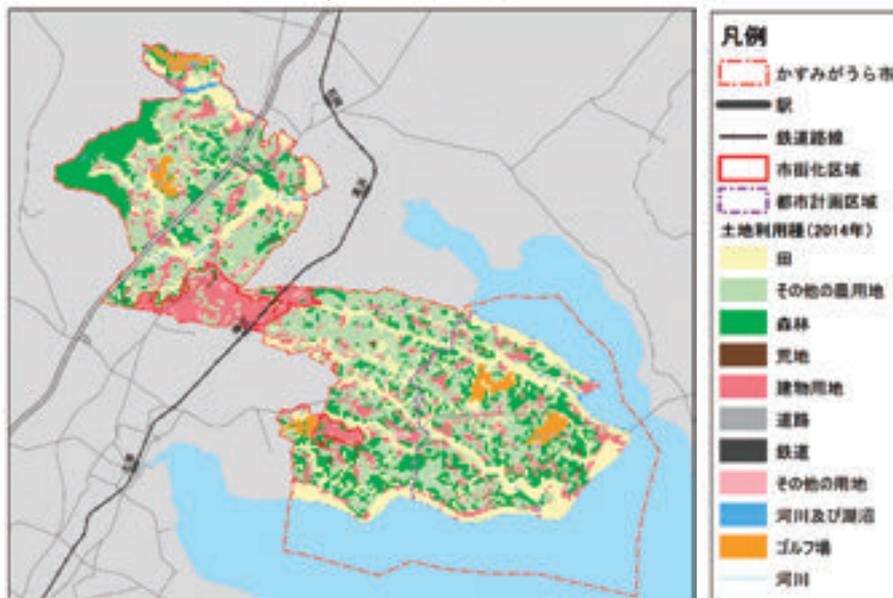
里山や湖、農地などの恵まれた自然環境を保全しつつ、JR神立駅周辺の居住ニーズに対応したまちづくりが求められています。

令和2年12月に策定した都市計画マスタープラン、立地適正化計画においては、まちなかの“活気”と自然との“共生”によるライフスタイルが選択できる“協働”の都市づくりを目指し、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能な都市の実現に向けた“拠点発展型”の都市構造の構築に向けて取り組んでいます。

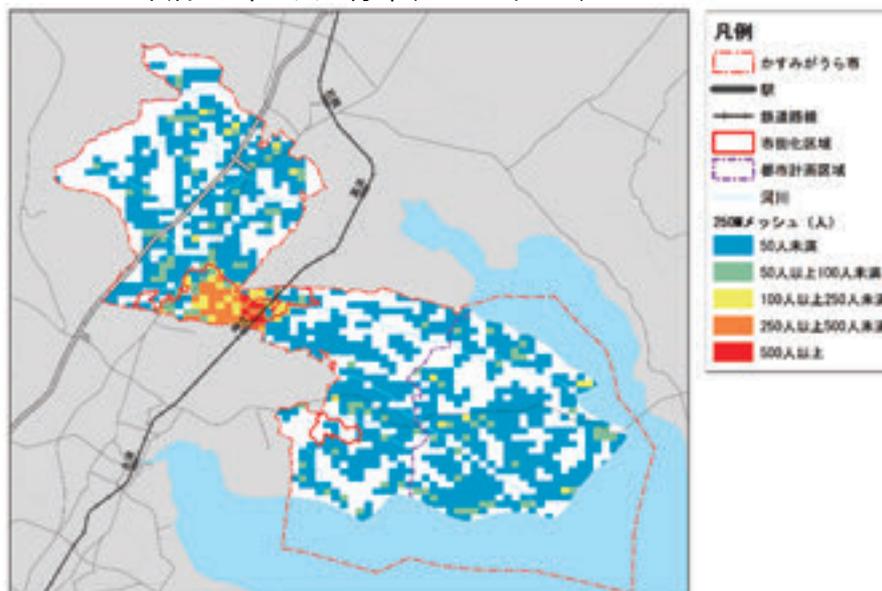
北部は四季彩豊かな里山を有し、南部は霞ヶ浦などの自然環境に恵まれており、市街化調整区域は果樹園・田畑などの農業環境が広がっています。中部の台地には市街地が形成されており、中心市街地に居住誘導を図りつつ、その周辺を取り巻く農地の保全が求められます。

霞ヶ浦地区・千代田地区の両地区の市街化調整区域や都市計画区域外においては低密度に人口が分布している一方で、JR神立駅周辺は都市的土地利用が進んでいることから、持続可能な都市づくりに向けて今後も人口密度の維持と都市機能の維持・誘導が求められます。

平成26年の土地利用現況



平成27年の人口分布(250mメッシュ)



《 参 考 》

～かすみがうら市都市計画マスタープランにおける将来都市構造～

かすみがうら市都市計画マスタープラン（令和2年12月）においては、第2次総合計画基本構想に位置づけられる土地利用構想図をもとに、本市の骨格となる都市構造として、地域の特性を共有する地域のまとまりとしてのゾーンと、地域資源や都市施設が集積する拠点及びゾーンを連携する交流軸によって構成する将来都市構造を設定しています。

ゾーンについては、市街地形成ゾーン、田園都市ゾーン、水辺交流ゾーン、森林環境共生ゾーンの4つのゾーンを位置づけています。拠点については、市街地形成ゾーンの中心核となる中心拠点、田園都市ゾーンの核となる2つの地域拠点、水と緑を生かした環境保全・交流拠点、地域振興に資する新産業導入拠点を位置づけています。交流軸については、地域交流軸、広域交流軸、広域的ネットワーク形成軸、生活交流軸を位置づけています。

後期基本計画においては、基本構想の実現に向けたより具体的な施策の展開が求められることから、都市計画マスタープラン将来都市構造を見据えた事業の推進を図ります。

■将来都市構造図



《 参 考 》

～かすみがうら市立地適正化計画における誘導区域～

かすみがうら市立地適正化計画（令和2年12月）においては、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、JR神立駅周辺の市街地において都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定しています。

立地適正化計画では、「持続可能な都市の実現に向けた“拠点発展型”の都市構造の構築」に向けて、JR神立駅を中心とした福祉・教育・子育ての拠点形成と周辺地域との連携・波及効果により、安心して住み続けることができる都市を目指すこととしています。

目標指標として、居住誘導区域内人口密度や生産年齢人口割合の維持、誘導施設の立地数の増加、JR神立駅の利用者数の維持、市内公共交通（路線バス）の利用者数の増加を掲げ、都市機能と居住誘導に向けた施策や事業の推進と、目標指標の達成に向けた取組を推進します。

■都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定



■立地適正化計画における目標指標

指標	現状値	目標値
居住誘導区域内人口密度	44.5人/ha	44.5人/ha
生産年齢人口割合	59.9%	60.0%
誘導施設の立地数	36 施設	44 施設
JR 神立駅の利用者数 (乗車人員)	5,468 人/日	5,500 人/日
市内公共交通(路線バス) の利用者数	37,618 人/年	65,700 人/年

第3節 社会情勢(5年間の変化)

1. 全国的な人口減少と東京一極集中下における新たな人・企業の動き

日本の人口は平成 20 年をピークに減少局面にあり、その後は減少傾向が続いているとともに、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況です。

また、人口減少・少子高齢化に伴い、生産年齢人口は、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）を除く地方で減少が著しく、全体的な人手不足を女性や高齢者の社会進出により補っている状態です。

さらに、依然として東京圏への転入超過が続き、日本の人口の約 3 割が集中し、東京一極集中に歯止めがかかっていません。転入超過数の大半は若年層で、近年は女性が増加傾向にあることにも留意が必要です。また、地方から東京圏への人口移動により、全国的な出生数の減少が続く中、全国に占める東京圏の出生数の割合は増加傾向にあり、地方とのつながりが弱い者が増加することにも留意が必要です。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大によって、東京圏などの人口が集中している地域から地方への人口移動や企業移転、働き方の変化によるリモートワーク推奨など、東京圏周辺の移住・定住ニーズが高まりつつあります。茨城県全体では、転出超過が続いていましたが令和 2 年 5 月以降には転入超過に転換しています。

本市においても、霞ヶ浦地区が一部過疎地域に指定されるなど今後も人口減少が予想される中、ポストコロナ社会における新たなニーズを機会としてとらえ、引き続き、移住・定住施策の強化や企業誘致等による人口の確保が求められます。



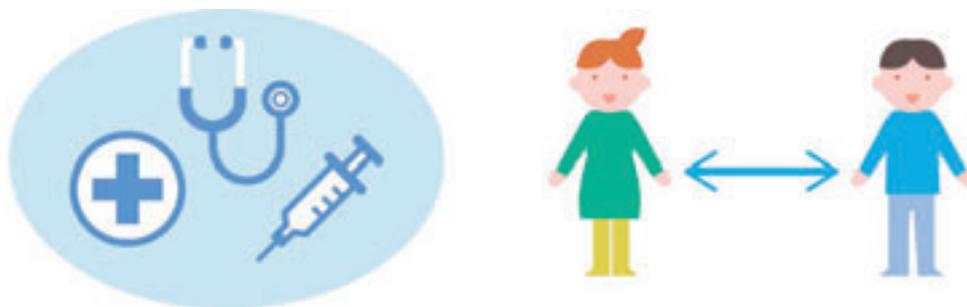
2. 新型コロナウイルス等の感染拡大による新たな生活様式

世界的に広がっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、医療分野のみならず社会全体に甚大な影響を与え、人々の意識や行動に大きな変化をもたらしました。

国内でも新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、緊急事態宣言の発出等への対応が強いられました。全国各地で飲食店の利用者、公共交通機関の利用者、まちなかの人出、ショッピングセンターやレジャー施設の人出が大幅に減少し、幅広い産業における業績の不振によって、企業倒産や失業者の急増等、急速な景気悪化や経済活動の停滞が懸念されています。

今後は「新しい生活様式」への転換によって、感染症リスクの縮減と暮らし方や働き方等との調和を確保するため、ライフスタイルの大きな転換期を迎えています。

本市においては、引き続き感染症対策に取り組みながら、市民生活や地域経済の活性化に向けた新たな生活様式への転換を図るとともに、本市の特性を生かした新たな働き方への対応が求められています。



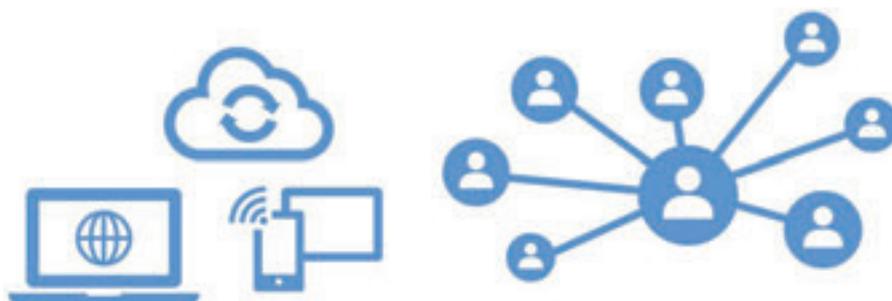
3. Society5.0の推進や自治体DXの推進

新たな技術革新によって、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society：ソサエティ）」とされるSociety5.0が推進されています。

Society5.0で実現する社会では、AI、IoT化といったデジタル化の進展による全体最適の結果、社会課題解決や新たな価値創造をもたらす可能性が指摘されています。

また、現代の急速な社会情勢の変化やそれに付随する市民ニーズの多様化に対応すべく、市が提供する行政サービスを効率化、最適化することが課題となっています。そのため、手続や業務の見直し、ICT活用等により業務量やコストの削減を図るなど、デジタル基盤の整備や地域社会におけるデジタル化による自治体DXの推進が求められています。

本市においては、かすみがうら市行財政改革基本方針・アクションプランを策定し、行政サービスの視点からICTの活用や行政手続のオンライン化等によるスマート自治体への変革を推進することとしています。今後のまちづくりにおいては、新たな技術革新を見据えた取組を推進するとともに、本計画の推進や進行管理において、行財政改革と連動した効率的な取組が必要です。



4. 全国で頻発化する自然災害

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性があり、毎年のように水害や土砂災害、地震、津波等の自然災害が発生しています。

自然災害の多い日本において、人命を守ることやいかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保し、国際的な信頼を獲得するためには、平時から事前の備えを行うことが重要であることから、国土強靱化に向けた取組を推進しています。

本市においては、霞ヶ浦の沿岸部や恋瀬川などの沿川において浸水想定区域に指定されており、災害・安全対策への重要性は高まっています。市街地においては比較的自然災害の影響は少ないものの、大規模地震を想定した建物の耐震化や内水氾濫対策など局所的な課題に対応する必要があります。

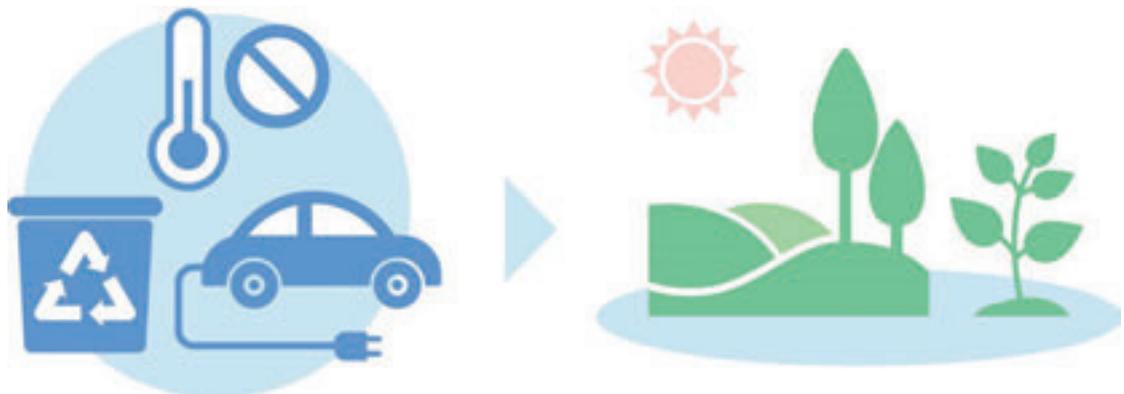


5. 脱炭素社会への対応

我が国では、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その実現に向けて、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速化しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策の策定と実施に努めるものとされています。

本市においても、温室効果ガス排出量をゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業者、行政の協働のもと、分散型エネルギーの活用や温室効果ガスの排出抑制などの総合的な取組が求められています。



6. SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を実現するための国際目標です。（下図参照）

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身も取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるため、日本としても積極的に持続可能で多様性（diversity：ダイバーシティ）と包摂性（inclusion：インクルージョン）のある社会の実現を目指しています。

本市においても、年齢や障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別等に関係なく誰もが多様なあり方を認め合い、対等な立場で参画し、いきいきと自分らしく暮らせる多様性社会の実現を目指します。

本計画では、基本施策ごとに持続可能な世界を実現するための17のゴールとの関係性を示し、SDGsへの貢献に向けた計画とします。



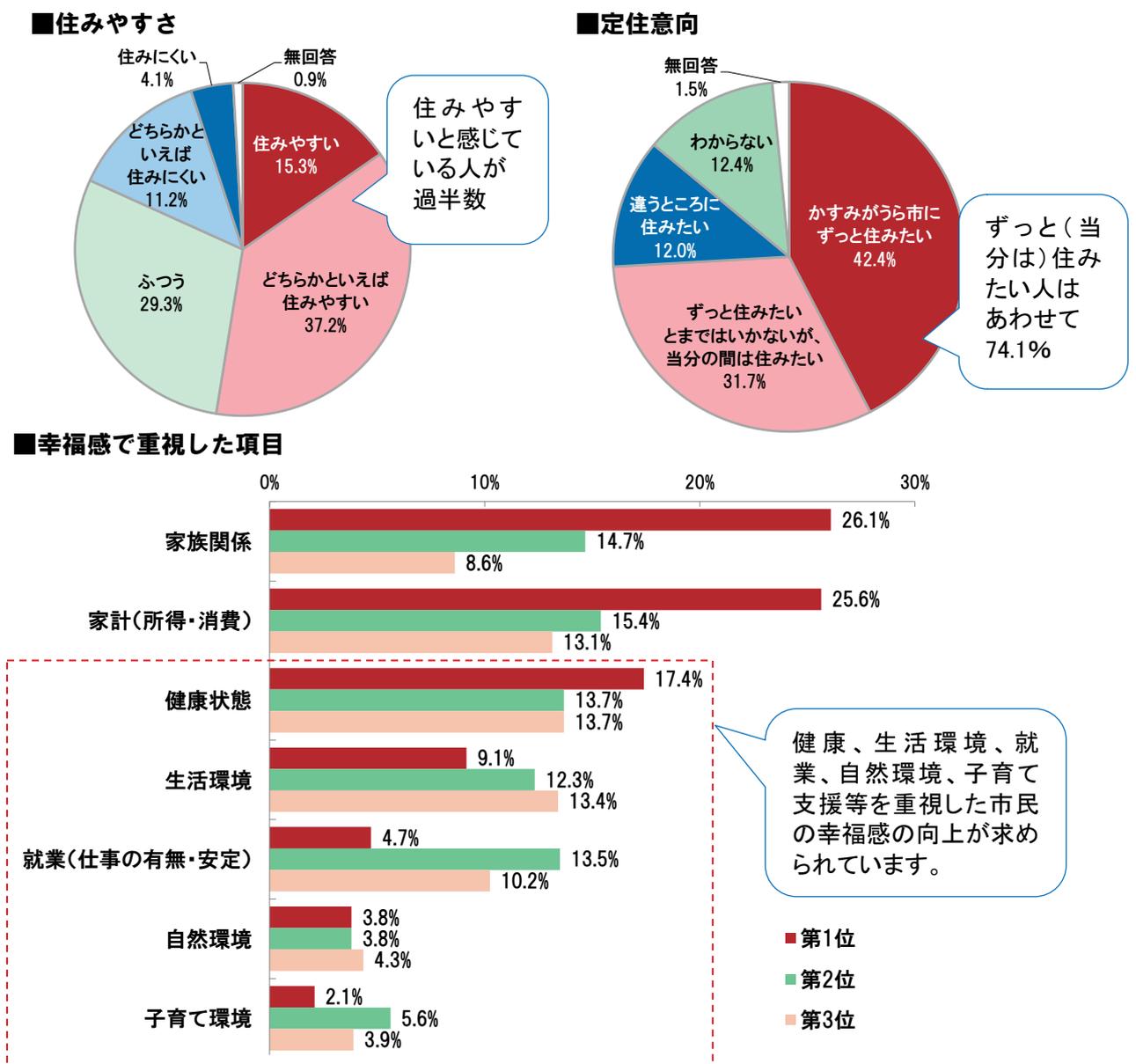
第4節 市民意識を踏まえた課題

課題1:住みやすさを生かした定住の推進

本市の人口は平成27年の42,147人から令和2年の40,087人に減少しており、今後も人口減少が続くことが予想されます。一方で、市民意識調査においては、住みやすさや定住意向は向上しています。

本市においては、これまでに、子育て支援や就労支援の充実、子育てや住宅に関する情報発信等による定住施策に取り組んできました。一方で、市民の幸福感を高めるためには、家族関係や家計に次いで、健康、生活環境、就業、自然環境、子育て支援等を重視した取組が求められています。

これまでの取組や市民意向を踏まえ、人口減少下においても、各分野が連携しながら市民の幸福感を高め、定住を推進する必要があります。



出典：まちづくりアンケート調査（令和3年）

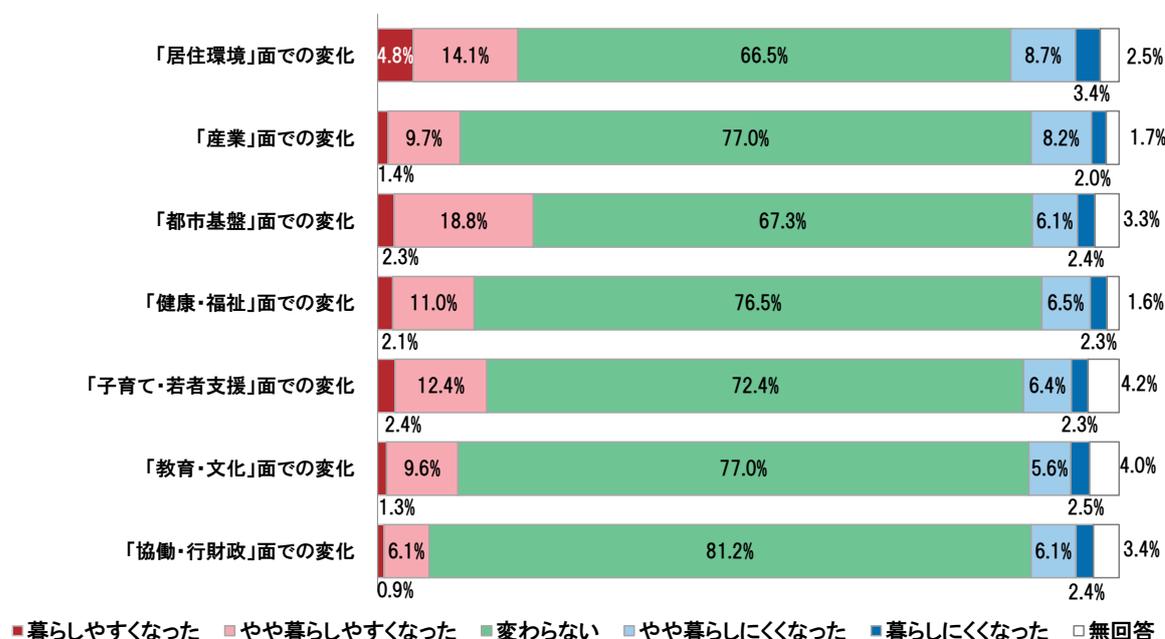
課題2:地域課題の改善による暮らしやすさの更なる向上

市民の住みやすさ・定住意向の向上、移住・定住の推進にあたっては、地域課題を改善し、より暮らしやすい環境を整える必要があります。

市民意向調査においては、5年間の暮らしの変化について全体的に「変わらない」という意見が大半を占めますが、その中でも分野別にみると、「居住環境」や「都市基盤」、「子育て・若者支援」で「暮らしやすくなった」及び「やや暮らしやすくなった」という意向が多くなっています。これは、ウエルネスプラザやJR神立駅周辺の整備の成果であるとともに、引き続き移住・定住の推進に向けた「子育て・若者支援」の充実が必要です。

一方で、年齢別にみると、若い世代においては他の年代と比較して、「空き家対策や活用」や「公園や緑地の整備」などの生活環境、「観光の推進」や「消費者支援」などの都市の活力に係る施策の改善が求められています。高齢者等においては公共交通の利用促進による移動手段の充実が求められます。

■暮らしの変化について



出典：まちづくりアンケート調査（令和3年）

■年齢別の主な重点改善項目

年代	主な重点改善項目
10歳代	空き家対策や活用、観光の推進、公共交通の充実など
20歳代	公園や緑地の整備、消費者支援、公共交通の充実など
30歳代	公園や緑地の整備、安全な歩道・道路の整備、防犯対策の推進など
40歳代	公共交通の充実、安全な歩道・道路の整備、公園や緑地の整備など
50歳代	公共交通の充実、安全な歩道・道路の整備、空き家対策や活用など
60歳代	公共交通の充実、安全な歩道・道路の整備、計画的な行財政運営など
70歳代以上	公共交通の充実、農地の利活用、安全な歩道・道路の整備など

課題3:新たな生活様式に合わせた人の交流やコミュニケーションの変化への対応

本市においては、これまでに歩崎公園や地域資源を活用した観光振興・交流人口の増加に取り組んできました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人の直接的な交流機会や地域活動機会が減少しており、オンラインによる新たな交流機会が増えています。

団体アンケート調査においても、コロナ禍によるイベント等の観光・交流機会の減少や子どもの交流機会の減少、スポーツ・レクリエーション活動の停滞が指摘されています。

そのため、今後は東京圏に隣接した本市の位置特性を生かしたマイクロツーリズムを推進するとともに、ポストコロナ社会による新たな生活様式に合わせた交流・連携を推進し、目的別のコミュニティの推進や市民同士の連携機会の創出により、多様な主体と行政との協働のまちづくりの推進が求められます。

■感染症拡大による市民活動への影響

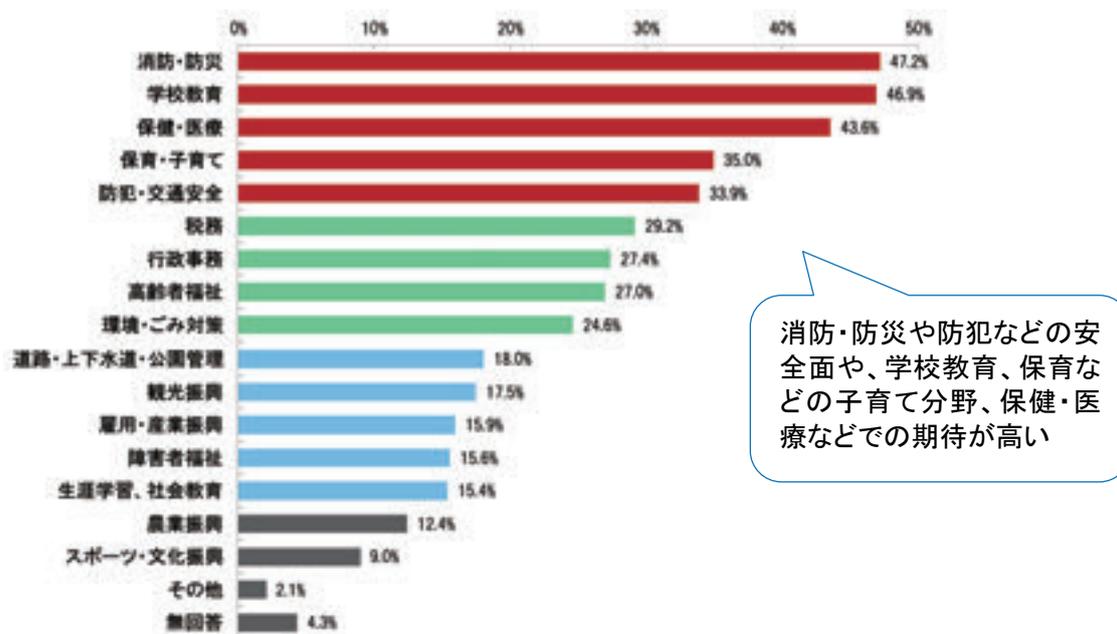
団体アンケート調査による主な意見	
○スポーツ、レクリエーション活動が停滞している	
○観光・産業活動が消極的になっている	○サイクリング事業等の活性化
○子どもたちの交流が激減している	○リモート学習における家庭環境への対応

課題4:デジタル化社会に対応した行財政改革の必要性

これからのまちづくりにおいては、まちづくりにおけるSociety5.0の推進や行財政運営・手続きのデジタル化への対応が求められます。

市民意向調査においては、消防・防災や防犯などの安全面や、学校教育、保育などの子育て分野、保健・医療、行財政事務などの多様な分野でのデジタル化が期待されています。そのため、ICTやAIなどの次世代技術を活用した自治体DXを推進する必要があります。

■行政のデジタル化に期待する分野



出典：まちづくりアンケート調査（令和3年）

第3章 基本構想の概要

第1節 市の将来の姿

1. 将来都市像

第2次総合計画における将来都市像については、第1次総合計画の将来都市像「きらきらいきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を踏まえつつ、豊かな自然のもと、市民の安全・安心な暮らしを支えるまちづくりを進めるとともに、活力ある元気な地域へと発展させていくことを目指して、「きらり輝く 湖(みず)と山(みどり) 笑顔と活気のふれあい都市 ～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷(さと) かすみがうら ～」と定めています。

きらり輝く ^{みず}湖と山 ^{みどり} 笑顔と活気のふれあい都市
～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 ^{さと} かすみがうら ～

すべての市民が地域を創る人財としていきいきと光り輝き、産業や文化、豊富な資源が地域に活気を与え、人々の豊かな気持ちが未来へ安心と優しさを紡いでいく、ふれあい都市「かすみがうら」を創造していきます。

2. まちづくりの基本理念

目指すまちづくりの方向性と考え方をまちづくりの基本理念として以下の3つを掲げています。

1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち

先人から受け継いできた豊かな自然などの資源を守り、地域の産業とともに育て生かしながら豊かなまちを目指します。

2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち

交通や施設などの利便性向上に向けた基盤整備を進めるとともに、防災や防犯体制も整った快適で安全なまちを目指します。

3. とともに支え成長する人財あふれる安心なまち

市民が心身ともに健康で豊かな人間性を育みながら成長し、地域の人財として、ともに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。



第2節 施策の大綱

第2次かすみがうら市総合計画・基本構想における施策の大綱は以下のとおりです。

1. 施策の体系



2. 施策の方針

「居住環境」

1. 自然の恵みを楽しむまちづくり

(1) 自然環境の保全と活用

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、環境美化の創出や豊かな自然環境の保護・保全に努めます。また、観光や産業振興と連携をとりながら、豊かな自然環境を守りつつその活用を図っていきます。

霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化をさらに推進するとともに、公害を未然に防止するための監視体制の強化や相談窓口の充実、各種の法規制や協定などにより公害の発生防止に努めます。

(2) 快適な住環境の整備

快適な生活環境を確保するため、安全かつ強靱で持続的な水道水の供給や衛生的な下水道の整備を進めるとともに、河川の防災機能強化について、計画的な改修と整備による治水対策を推進します。

自然とのふれあいや憩い、コミュニティ形成の場として、公園・緑地の整備を進めながら、良好な居住環境の維持保全に努めます。

(3) 資源循環型社会の形成

ごみの再資源化や減量化、資源物の有効利用など市民と協働して取り組むことにより、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

「産業」

2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり

(1) 農林水産業の振興

経営改善に取り組む意欲のある担い手の営農活動を支援し、経営の拡大や法人化を推進します。また、新規就農者や農業後継者が育つ環境を整備し、将来の担い手の確保に努めます。

生産性向上と景観や自然環境保全とのバランスに配慮しながら、農地の利用集積や森林機能の維持確保、湖面の活用などを推進します。

消費者の求める安全で付加価値の高い農林水産物の生産に取り組みブランド化を促進します。

(2) 商工業の振興

新鮮な産物を販売する直売所の活用や地産地消の推進と販路拡大を進めるとともに、農林水産業や観光と連携し地域の特性を生かした商品づくりを奨励します。

中小企業の事業活動を支援し、地域経済の健全な発展に努めます。

市民が安心して消費生活を営むための情報提供や、消費者に対する意識啓発と相談体制の充実を図ります。

(3) 観光の振興

農林水産業をはじめ様々な産業との連携のもと、本市の特色を生かしながら新たな地域資源にも着目し魅力ある観光交流のまちづくりを進めます。

筑波山や霞ヶ浦などの主要な観光地のネットワーク化を推進し、恵まれた交通基盤や立地条件を生かし、活気に満ちたまちを創出します。

《都市基盤》

3. 安全で快適に暮らせるまちづくり

(1) 適正な土地利用の推進

活気ある商・工業地や良好な住宅地の形成に向けた都市基盤の整備を図るとともに、森林や水辺などの環境を保全しつつ、自然と農業環境との調和に配慮し、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用を推進します。

(2) 都市基盤の整備

市民生活や経済活動の利便性向上、及び防災体制の強化などの観点のもと、主要幹線道路や生活道路の整備とネットワーク化を進め広域的な道路体系の確立を図ります。

バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮し、誰もが住みよいまちづくりに向けた道路網と交通網の形成に努めます。

公共施設の老朽化の進行や需給バランスの変化に対応し、広域的な連携も視野に、公共施設の機能複合化や総量縮減、利用環境の向上、効率的・効果的な維持管理を進めます。

(3) 安全な住環境の推進

大規模な災害や事件・事故などから市民の生命や財産を守るため、国や県、周辺自治体と連携しながら、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めます。

災害に対する危機管理体制を強化するとともに、消防・救急体制の充実、地域防災力の強化などに努め、災害に強いまちづくりを進めます。

安心・安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、交通安全意識の高揚や地域ぐるみの防犯活動の強化などを進めます。

「健康・福祉」

4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、市民一人ひとりにあった健康維持・増進や疾病予防、早期発見・早期治療などの各種健康づくり事業を推進するとともに、正しい情報提供や意識啓発を推進し、市民の自主的な健康管理や保健予防を支援します。

必要な時に適切な医療を安心して受けられるよう、休日、夜間、緊急時等における救急医療や小児医療などの医療体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、医療福祉費の助成などの適正な運用を図ります。

子どもから高齢者まですべての市民が健やかで心豊かに生活できるよう食育の環境整備を推進するとともに、健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防に努め健康寿命延伸の実現を目指します。

(2) 高齢者福祉の向上

高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した日常生活を送ることができるよう、関係機関との協力体制強化や生活支援サービスの充実、高齢者の社会参加を促進するための生きがいづくり支援などを通じて、高齢者を地域全体で支える地域包括支援体制の充実を図ります。

介護保険制度に対する周知をさらに徹底し、サービスの適正な利用の促進や介護者への支援体制の充実などを進めるとともに、サービスの質の向上やサービス供給体制の強化など制度の安定した運用に努めます。

(3) 障害者福祉の向上

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援体制の構築を図るとともに、日常生活や社会生活を可能とするために必要なサービスの確保に努めます。

障害児教育や療育支援体制の充実、各種就職支援等による雇用機会の拡充などを進め、障害の有無に関わらず誰もがともに暮らす「共生社会」の実現を目指します。

(4) 地域福祉の向上

年齢や性別、障害の有無に関わらずすべての市民が地域社会を構成する一員としてお互いを尊重し支え合って暮らせるよう、広報・啓発活動や福祉教育の充実などを通じて地域福祉に対する市民の意識高揚と参画を促します。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、低所得者や生活困窮者に対する適正な保護や自立の支援を図るとともに、セーフティネットとしての国民年金制度の理解と普及に努めます。

《子育て・若者支援》

5. 未来を担う若者を育むまちづくり

(1) 次世代の育成支援

子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で子育て支援に取り組みます。

幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、必要な教育・保育サービスの量的確保や質の向上に努め、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を展開します。

子育てや経済的自立を促すための相談業務などを行い、実態に応じた支援に努め、ひとり親家庭の生活安定の向上を図ります。

(2) 社会性豊かな青少年の健全育成

次世代を担う青少年の心身の健全育成を図るための環境整備や郷土教育などに努めるとともに、青少年の自主的活動や地域社会活動への参加を積極的に支援し、各関係団体はもとより学校、家庭、地域などの社会が一体となって総ぐるみの活動を展開します。

(3) 起業化の支援

新規分野へ参入する起業への支援や情報通信技術や地域資源を活用した企業などの育成を支援します。

(4) 就業機会の拡大

企業の誘致や地場産業の活性化を進め、働く意欲のある様々な人の就業機会の拡大に努めるとともに、福利厚生充実などにより雇用の安定を図ります。

「教育・文化」

6. 豊かな学びと創造のまちづくり

(1) 学校教育の充実

児童生徒が社会環境の変化に主体的に対応できる能力と豊かな心を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育を推進します。

教育環境や教育施設の整備充実、学習内容の充実や教職員の指導力向上を進めるとともに、教育相談の充実や環境、福祉、郷土を知る教育など、学校や地域社会の実情に応じた特色と魅力あふれる学校・教育環境づくりを進めます。

(2) 生涯学習の充実

あらゆる世代の市民が、生涯を通じて自分自身を高めるための学習を自発的に取り組めるよう、身近な学習活動拠点の整備や多様な学習プログラムの提供など、生涯学習の環境づくりを進めます。

地域の連帯やコミュニティづくり、スポーツ・レクリエーション活動など、市民が学習した成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めます。

(3) 地域文化の継承と創造

地域の財産である文化財、文化的景観、文化活動の保護や伝承に努め、市民主体の文化活動を軸とした新しいコミュニティの形成に努めます。

歴史や風土に根ざした文化を継承するとともに、観光などと連携した魅力的な文化活動の創造や、地域の特色や強みを生かした地域間交流を推進します。

7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

(1) 市民活動の支援

市民と一体となったまちづくりを進めるため、市民の自主的な地域まちづくり活動の支援に努めるとともに、多様な主体の連携を促進し、市民と行政の協働体制の構築に努めます。

(2) 男女共同参画の推進

地域や家庭、学校教育、職場などにおける男女共同意識の高揚に努めるとともに、性別にとらわれることなく、その個性や能力を十分に発揮することのできる地域社会の形成を進めます。

(3) 産学官連携の推進

大学や企業・研究機関などとの連携を強化し、活力ある地域社会の持続的な発展と市民サービスの向上を目指します。

(4) 広報・広聴活動の充実

積極的に行政情報やまちづくり情報の公開を推進し、確かな情報を迅速に市民へ提供できる環境を整備するとともに、市民の意見が広く行政運営に反映されるよう、広聴体制の整備に努めます。

地域の魅力や個性を市内外に発信し、本市の認知度とブランドイメージを高めるためのプロモーションを総合的かつ戦略的に取り組みます。

(5) 行政サービスの向上

行財政改革の着実な実行に向けて、評価システムや新地方公会計制度の活用、職員の意識改革を進め、計画的・効率的な財政運営の維持に努めます。多様な行政課題や市民ニーズに迅速に対応するため、関係自治体などとのさらなる連携に努めるとともに、事務事業の一層の合理化と行政サービスのさらなる向上を図ります。